

日・スウェーデン租税条約改正議定書

目的

1. 二重課税の回避のため、投資先の国（源泉地国）が課税できる所得の範囲・限度税率について調整。
2. 脱税・租税回避行為の防止のため、税務当局間での協力を拡大。

現行条約：昭和58年締結、平成11年一部改正。➡ 緊密化する経済関係を反映し、約14年ぶりに改正。

1. 二重課税の排除

一層の二重課税の調整

○源泉地国での限度税率【議定書第6条～第8条（改正後条約第10条～第12条）】

		現行条約	新たな条約
配当	親子会社間	免税（持株要件25%以上かつ上場法人等） 5%（持株要件25%以上等）	免税（持株要件10%以上等）
	その他	15%	10%
利子		10%	原則免税
使用料		10%	免税

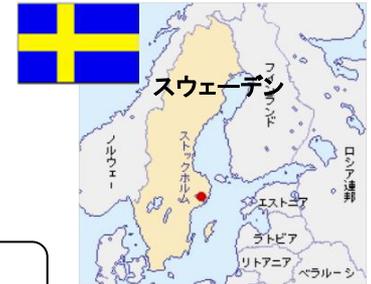
2. 税務当局間の協力拡大



租税回避行動を防止するための規定を導入
【議定書第14条（改正後条約第21条のA～第21条のC）】

税務当局間の相互行政支援の拡充（情報交換、徴収共助）
【議定書第18条・第19条（改正後条約第25条・第25条のA）】

条約の規定の適用に関する紛争の解決のための相互協議手続に仲裁を導入
【議定書第17条（改正後条約第24条）】



期待される効果

健全な投資・経済交流
人的交流の促進

- 在留邦人
⇒ 3424人（2012年10月現在）
- 進出日系企業
⇒ 自動車産業を中心に
94社（2012年10月現在）
- 対スウェーデン直接投資残高
⇒ 2,878億円（2012年末）

（参考）

米、英、仏、独、中、韓等86か国との間で租税条約を締結済み

※ 経済界からも強い要望あり